

## 質疑・回答書

告示番号	第56号	件 名	平成30年度猪名川流域下水道原田処理場3系汚泥焼却設備更新工事
No	質疑事項		回 答
1	<p>【特記仕様書 P.39 第2章第4節 § 7 Aー砂貯留ホツパ】                      「9. 標準付属品 (11)砂搬出ホイスト又はチェーンブロック」                      は、機器配置図に記載の通り、トラック搬出にて砂の搬出作業を確立できるシステムを有する場合は不要と考えます。                      「必要な場合」に限る付属品という理解でよろしいでしょうか。</p>		<p>標準付属品については、仕様書通り必要。                      ただし、ご質問にあるようなシステムを有する場合には、受注後協議による。</p>
2	<p>【特記仕様書 P.105 第3章第1節2. 鋼製架台類仕様及び施工範囲】                      「番号33ケーキ搬出コンベヤサポート」は数量記載がありません。必要数量を教示ください。</p>		<p>特記仕様書P104の番号13「ケーキ搬送コンベヤサポート」とP105の番号33「ケーキ搬出コンベヤサポート」は同じのものです。                      よって特記仕様書誤記のため、P105の番号33はP104の番号13とする。</p>

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075  
 FAX 06-6858-7225  
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp